



2022年2月14日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
岡田 俊哉  
(東証 JASDAQスタンダード: 9425)  
問合せ先 取締役執行役員企画財務本部長  
寺口 洋一  
電話番号 03-3346-7811  
U R L <https://www.n-tel.co.jp>

## (開示事項の経過)

### 新株式発行の差止め仮処分の申立て却下に対する 株主からの即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

当社が2022年2月9日付け「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、大阪地方裁判所は、2022年2月9日、当社の株主であるサイブリッジ合同会社（以下、「サイブリッジ」という。）による新株式発行の差止め仮処分の申立てを却下する決定（以下、「本却下決定」という。）を行いました。

本却下決定に対して、サイブリッジが本却下決定に対する即時抗告（以下、「本即時抗告」という。）の申立てを行い、大阪高等裁判所は、本即時抗告を棄却する旨の決定（以下、「本棄却決定」という。）をいたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 本即時抗告の申立ておよび本棄却決定に至った経緯

当社が2022年1月26日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社ショーケースを割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」という。）に対し、サイブリッジより、大阪地方裁判所に対し、2022年2月2日付けで本新株式発行の差止めを求める仮処分の申立て（以下、「本仮処分申立て」という。）がなされておりましたが（同月3日受付）、2022年2月9日、大阪地方裁判所は、本仮処分申立てを却下する旨の本却下決定を行いました。

サイブリッジは、本却下決定を不服として、大阪高等裁判所に対し、2022年2月10日付けで本即時抗告の申立てを行い、大阪高等裁判所は、同日付けで、本即時抗告を棄却する旨の決定をし、当社は、本日、本棄却決定の決定書を受領いたしました。

#### 2. 本即時抗告の申立てを行った株主の概要

(1)	名 称	サイブリッジ合同会社
(2)	所 在 地	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目30番8号
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 サイブリッジホールディングス株式会社 職務執行者 水口 翼

(4)	所 有 株 式 数 ( 所 有 比 率 )	512,500 株 (14.94%)
-----	--------------------------	--------------------

(注) サイブリッジ合同会社より、2022年2月2日付で大量保有報告書の変更報告書(No. 31)が関東財務局長に提出されております。当社としては、本日2022年2月14日現在における実質所有株式数は確認ができておりませんので、上記仮処分の申立てをした株主の概要には、2021年10月31日時点の株式名簿における所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目30番8号	1,293,300	37.69

### 3. 本即時抗告の申立ておよび本棄却決定がなされた裁判所及び年月日

(1) 本即時抗告の申立ておよび本棄却決定がなされた裁判所  
大阪高等裁判所

(2) 本即時抗告の申立ておよび本棄却決定がなされた年月日  
2022年2月10日

### 4. 本棄却決定の内容

- (1) 本件抗告を棄却する。
- (2) 抗告費用は抗告人の負担とする。

### 5. 今後の見通し

本新株式発行については、この度の裁判所での決定のとおり、適法かつ適切なものであり、当社としては、予定通り、実行してまいります。詳細につきましては、2022年1月26日付け「株式会社ショーケースとの資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上